

【論点 3】 特定受注者からの報告事項等は適切か。

県が締結する契約に関する条例	考え方・県の取組等	社会情勢・他県の状況等	審議会等からの意見																		
<p>(第 8 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 7 条で定める事項について、条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、特定受注者に対し、報告を求めることができる。 知事は、特定受注者が正当な理由がないのに前項の規定による報告の求めに応じないときなど特に必要があると認めるときは、特定受注者について調査を行うことができる。 公営企業の管理者は、前 2 項の規定に準じて報告を求め、又は調査を行うことができる。 <table border="1" data-bbox="222 583 804 730"> <tr> <td>・ 工事請負契約</td> <td>予定価格 5 億円以上</td> </tr> <tr> <td>・ 業務委託契約</td> <td>予定価格 3 千万円以上</td> </tr> <tr> <td>・ 指定管理協定</td> <td>委託料上限額又は委託額 3 千万円以上</td> </tr> </table>	・ 工事請負契約	予定価格 5 億円以上	・ 業務委託契約	予定価格 3 千万円以上	・ 指定管理協定	委託料上限額又は委託額 3 千万円以上	<p>【県の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定県契約からガイドライン等に基づき報告を求める契約を選定。 <table border="1" data-bbox="899 342 1412 489"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29 年度</th> <th>H30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事請負契約</td> <td>10 件</td> <td>11 件</td> </tr> <tr> <td>業務委託契約</td> <td>10 件</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>指定管理協定</td> <td>10 件</td> <td>9 件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度、工事請負契約については、契約後 3 か月程度、業務委託契約・指定管理協定については契約後 6 か月程度を目安に照会している。 最低賃金及び社会保険等の加入については、違反の報告はなかったもの。 特定受注者からは、報告事項等に係る負担軽減を求める申入等はなかったもの。 		H29 年度	H30 年度	工事請負契約	10 件	11 件	業務委託契約	10 件	9 件	指定管理協定	10 件	9 件	<p>【他県の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 奈良県及び愛知県では、条例に報告制度の規定を設けている。 奈良県では、契約締結から 3 か月後、以後 6 か月ごとに報告を求めている。 愛知県では、対象となるすべての契約相手方から報告を求めている。 奈良県、愛知県とも、これまで違反の報告はない。 両県とも、条例制定時には事業者側から事務負担を懸念する意見があった。 <p>【岩手労働局の監督指導結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「監督指導の実施状況（平成 29 年分）」においては、最低賃金以下の賃金支払に係る違反が発生している（件数は公表されていない。）。 	<p>【平成 30 年度第 1 回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方改革推進関連法などの社会状況の変化等を考慮しながら、特定受注者からの報告の内容の検討が必要。 <p>【平成 30 年度第 2 回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定受注者からの報告については、報告項目を増やすより、対象件数を確保することが重要である。 特定受注者から、現在の報告制度で負担が多いという声は聞こえてきていないが、現状より負担は増すべきではない。 <p>【平成 30 年度第 3 回審議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の負担を増やすべきではない。
・ 工事請負契約	予定価格 5 億円以上																				
・ 業務委託契約	予定価格 3 千万円以上																				
・ 指定管理協定	委託料上限額又は委託額 3 千万円以上																				
	H29 年度	H30 年度																			
工事請負契約	10 件	11 件																			
業務委託契約	10 件	9 件																			
指定管理協定	10 件	9 件																			
論点として検討を深める項目	検 討	事 項	検 討 状 況																		
<p>【論点 3】 特定受注者からの報告事項等は適切か</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定受注者の負担や、報告内容、時期、回数等は適切か。 <ul style="list-style-type: none"> →① [検討経緯について] 現在の報告制度による、特定受注者等の負担の状況はどうか。 <ul style="list-style-type: none"> →② [条例制定時の事業者等ヒアリング結果] →③ [平成 29 年度報告対象となった企業からのヒアリング結果] 報告対象とする件数の確保について <ul style="list-style-type: none"> →④ [対象件数の考え方及び選定件数] 	<p>① [検討経緯について]</p> <p>条例制定過程において、以下の項目についても考慮し、報告事項や方法を決定したもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告事項等については、事業者や関係団体などの県契約関係業者に対するヒアリングを実施。 特定受注者等の負担を考慮し、証拠書類等の添付は省略。 特に、下請負者からの報告事項等は、下請代金や委託料の積算に利用されないよう、元請が下請負者の賃金体系を把握できない様式としている。 報告対象とする特定受注者の選定に当たって、恣意的にならないよう、ガイドライン等で具体的な手順を定めた。 <p>② [条例制定時の事業者等ヒアリング結果] (県内建設事業者、平成 28 年度実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常業務で整理した賃金台帳からの記入であれば大変な作業ではないが、元請が下請分を取りまとめる作業はかなりの負担となるので、現場代理人の負担が増えるような様式はやめてほしい。 同業他社に賃金情報を見せることに抵抗がある。下請負者からの賃金額の報告については、給与体系を知られたくない等の反発があるのではないか。 元請よりも専門工事の下請負者の賃金の方が高い場合もあり、次回の契約時に下請負者に係る賃金が抑えられる可能性があるのではないか。 	<p>③ [平成 29 年度報告対象となった特定受注者からのヒアリング結果]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自社分の報告は賃金台帳からの転記になるので負担はそれほど大きくはないが、下請負者の取りまとめの負担が大きい。 下請負者からの報告取りまとめについては、報告事項が増えると事務負担が増加する。 報告を求める時期については、工事が進むに連れて下請負者の数も増えるので、遅くなればそれだけ事務負担が増加する。(A社の事例：建築系工事。下請負者数 70 社。) 下請負者からの報告取りまとめに際して、下請負者から難色を示されることはなかった。 <p>④ [対象件数の考え方及び選定件数]</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定県契約の中から、契約金額、種別、契約の履行地域等を踏まえて、工事請負契約、業務委託契約、指定管理協定ごとに一定数以上の報告対象を選定している。 選定が恣意的にならないようガイドライン等で具体的な手順を定めている。 	<p>特定受注者からの報告事項等については、当面、現状を維持することではどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内では、最低賃金以下の支払事例が発生しているものの、特定受注者からの報告では最低賃金の支払に係る違反の報告はない。 ○ また、社会保険等については、全国調査では未加入の事例が見られるものの、特定受注者からの報告では社会保険等の加入に係る違反の報告はないので、現行の報告制度により実効性が担保されているところ。 ○ 特定受注者からは、現行の報告に係る負担軽減を求める申入等はないので、報告に係る特定受注者の負担は許容範囲内と判断できるが、更に報告事項を増やすと特定受注者の負担が大きくなる。 ○ なお、条例施行規則で定める報告事項については、条例第 7 条（県契約において遵守を求める法律）に対応するものであり、「論点 2」と合わせて議論する必要がある。 <p>【前回審議会での検討結果】 当面、現状維持とする。</p>																		